

小児慢性特定疾病医療を申請する方へ

小児慢性特定疾病医療に係る申請では、平成 28 年 1 月 1 日から自己負担上限額の決定事務等のために申請書に個人番号（マイナンバー）記載が必要となりました。

個人番号（マイナンバー）の取得に当たり、静岡県では個人番号（マイナンバー）の確認および本人確認のため下記の書類の提出が必要となります。お手数をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

また取得した個人番号（マイナンバー）は、小児慢性特定疾病医療に関する業務以外には使用せず、また外に漏らすことはありません。

1 個人番号（マイナンバー）の記載が必要となる人

- ・ 患児本人
- ・ 医療費支給認定保護者
- ・ 支給認定基準世帯員（患児と同じ健康保険に加入している人）

2 提出書類

① 個人番号（マイナンバー）の確認のために必要な書類

申請書に個人番号（マイナンバー）を記載した人は、次のうちいずれか 1 点を窓口で提示してください。

No	提示書類（いずれか 1 点。すべて原本）
1	個人番号カード
2	通知カード
3	個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し
4	個人番号（マイナンバー）が記載された住民票記載事項証明書

② 個人番号を記載した人の本人確認のために必要な書類

(ア) 申請書の表面に個人番号（マイナンバー）を記入した人は、次のうちいずれか 1 点を窓口で提示してください。

No	書類（いずれか 1 点。すべて原本）
1	個人番号カード
2	運転免許証
3	運転経歴証明書
4	旅券
5	身体障害者手帳
6	精神障害者保健福祉手帳
7	療育手帳
8	在留カード
9	特別永住者証明書

(イ) (ア) を提出することが困難な場合は、次のうちいずれか 2 点を窓口で提示してください。

No	提出書類（いずれか 2 点。すべて原本）
1	健康保険証
2	年金手帳
3	児童扶養手当証書
4	特別児童扶養手当証書
5	生活保護受給者証
6	母子健康手帳
7	住民票の写し又は住民票記載事項証明書

※ ①及び②の両方を提出することが必要となります。

※ 個人番号（マイナンバー）の記載は、厚生労働省が定めた法律に申請の際に必ず記載していただく項目の 1 つになっています。